

一般競争入札公告

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 黒澤 朗

1 競争入札に付する事項

- (1)件 名 平成 30 年度東京労働局及び局内各署所で使用するトナーカートリッジ等（リコー）の年間購入（単価契約）
- (2)品目分類番号 26
- (3)数量・特質等 仕様書による
- (4)履 行 場 所 仕様書による
- (5)履 行 期 限 仕様書による
- (6)入 札 方 法 本件は単価契約により行う。入札者は、配送等に係る一切の諸経費を含めた品目ごとの単価に、予定数量を乗じた額を入札書に記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより行なう。ただし、電子入札によりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で以下に格付けされている者であること。
営業品目：「物品の販売」 等級：「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者。
- (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (9) 次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札参加申込期限において直近 2 年間（④については 2 保険年度）の滞納がないこと。）。
①厚生年金保険又は国民年金 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④労働保険

4 契約条項を示す日時及び場所（仕様書配布）※郵送による配布は行わないため必ず来庁のこと

- (1) 日 時 平成 30 年 2 月 27 日（火）から 平成 30 年 4 月 18 日（水）（随時配布）
- (2) 場 所 東京労働局総務部会計課用度係（千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階） 担当 土田

5 入札手続等

(1) 入札参加申込関係書類の提出期限

参加を希望するものは、以下の書類を平成 30 年 4 月 25 日（水） 17 時 00 分までに下記により提出すること。

ア 「競争入札参加申込書」、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」、「保険料納付状況のわかる書類の写し」、「事業場情報登録票」、
提出方法等：①電子入札による参加者の場合 電子調達システムにより提出するものとする。

②紙入札による参加者の場合 東京労働局総務部会計課用度係に提出するものとする（FAX 可 03(3512)1552）

※紙入札による参加を希望する者は「電子入札案件の紙入札参加申込書」も併せて提出すること（郵送可：上記 4 (2)のとおり）

イ 「暴力団排除の推進に基づく誓約書」及び「競争参加資格等に係る申立書」

提出方法等：東京労働局総務部会計課用度係に原本を提出するものとする（郵送可：上記 4 (2)のとおり）

(2) 入札書受付日時及び場所

①電子入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火） 9 時 50 分までに電子調達システムにより提出するものとする。

②紙入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火） 9 時 20 分から 9 時 50 分までに下記の場所に提出するものとする。

場 所 東京労働局総務部会計課用度係（千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階）

③郵送入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火）9 時 50 分までに下記の場所に提出するものとする。

場 所 千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階 会計課用度係

(3) 入札執行（開札）の日時及び場所

日 時 平成 30 年 5 月 1 日（火）10 時 00 分より

場 所 電子調達システム及び上記（2）②の場所にて行う。

6 再度入札（開札後、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない場合）

(1) 再度入札にかかる入札書受付日時及び場所

①電子入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火）13 時 50 分までに電子調達システムにより提出するものとする。

②紙入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火）13 時 20 分から 13 時 50 分までに下記の場所に提出するものとする。

場 所 東京労働局総務部会計課用度係（千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階）

③郵送入札による場合

平成 30 年 5 月 1 日（火）13 時 50 分までに下記の場所に提出するものとする。

場 所 千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階 会計課用度係

(2) 再度入札執行（開札）の日時及び場所

日 時 平成 30 年 5 月 1 日（火）14 時 00 分より

場 所 電子調達システム及び上記（1）②の場所にて行う。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の入札等は、無効とする。また、入札に参加した者が「暴力団排除の推進に基づく誓約書」及び「競争参加資格等に係る申立書」を提出せず、又は虚偽の誓約及び申立をし、若しくは誓約書及び申立書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。その他詳細は入札説明書による。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 公告期間

平成 30 年 2 月 27 日（火）から平成 30 年 4 月 18 日（水）まで。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要

11 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Akira Kurosawa Director of the General Affairs Department, Tokyo Labour Bureau
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Toner cartridges, 1set
- (4) Delivery period: From Contract day through 31 March 2019
- (5) Delivery place: The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ③ not be during a period of receiving the nomination stop from Ministry of Health, Labour and Welfare.
 - ④ have Grade A, B or C in “sale of product” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.
 - ⑤ not describe false facts in the application.
 - ⑥ not be in an extremely deteriorate business condition or a creditworthiness.
 - ⑦ Observe the laws and ordinances related to the labor.
 - ⑧ have the qualification specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity, based on a rules of Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
- (7) Time-limit for tender: 9:50 AM, 1 May 2018
- (8) Contact point for the notice: Takuya Tsuchida, Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Tokyo Labour Bureau, 1-2-1 kudan-minami, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8305, Japan. TEL 03-3512-1607